

原子力災害対策特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）、災害対策基本法その他の法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものとする。

（第一条関係）

二 定義

- 1 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいうものとする。
- 2 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態等をいうものとする。

3 原子力事業者 規制法に基づく加工の事業の許可、原子炉の設置の許可、貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可及び核燃料物質の使用の許可を受けた者をいうものとする。

4 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいうものとする。

5 緊急事態応急対策 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいうものとする。

6 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいうものとする。

7 原子力災害事後対策 原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力損害を賠償することを除く。）をいうものとする。

（第二条関係）

三 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大の

防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

（第三条関係）

四 国の責務

国は、緊急事態応急対策並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害について万全の措置を講ずる責務を有するとともに、地方公共団体及び原子力事業者に対して適切な措置をとらなければならないものとする。

（第四条関係）

五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての責務を遂行しなければならないものとする。

（第五条関係）

六 関係機関の連携協力

国、地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等は、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

（第六条関係）

第二 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

一 原子力事業者防災業務計画

1 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成しなければならないものとする。

2 原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（所在都道府県知事）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（所在市町村長）及び当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事（関係隣接都道府県知事）に協議しなければならないものとする。

この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正した場合の主務大臣への届出、主務大臣による措置命令等所要の規定を設けるものとする。

二 原子力防災組織

1 原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務を行う組織として、原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置するとともに、原子力防災要員を置くものとする。

2 原子力防災要員の現況についての主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事への届出、主務大臣の措置命令等所要の規定を設けるものとする。

三 原子力防災管理者

1 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を選任するとともに、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2 主務大臣の措置命令等所要の規定を設けるものとする。

四 原子力防災管理者の通報義務等

1 原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出さ

れたことその他の事象の発生について、直ちに、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に通報しなければならないものとする。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

- 2 1の通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することが出来るものとし、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならないものとする。

(第十条関係)

五 放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等

- 1 原子力事業者は、その原子力事業所内に四の1の通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならないものとする。

- 2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の原子力防災資機材を備え付け、随時、これを保守点検しなければならないものとする。

3 放射線測定設備の現況に関する主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事への届出、主務大臣が行う検査、措置命令、検出された放射線量の記録及び公表について所要の規定を設けるものとする。

(第十一条関係)

六 緊急事態応急対策拠点施設の指定等

1 主務大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策拠点施設を指定するものとする。

2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならないものとする。

3 原子力事業者は、1の指定があつた場合には、緊急事態応急対策に際して必要となる資料を主務大臣に提出しなければならないものとし、主務大臣は、提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

(第十二条関係)

七 防災訓練に関する国の計画

原子力災害予防責任者が共同して行う防災訓練は、主務大臣が作成する計画に基づいて行うものとする。

(第十三条関係)

八 他の原子力事業所への協力

原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策について、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をするよう努めなければならないものとする。

(第十四条関係)

第三 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

一 原子力緊急事態宣言等

1 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、2の公示及び3の指示の案を提出しなければならないものとする。

(1) 第二の四の1により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) (1)のほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、1の報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（原子力緊急事態宣言）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域（緊急事態応急対策実施区域）

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、1の報告及び提出があつたときは、直ちに、2の(1)の区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策

を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（原子力緊急事態解除宣言）をするものとする。

（第十五条関係）

二 原子力災害対策本部の設置

1 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、閣議にかけて、臨時に総理府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣をもって充て、原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置くものとする。とともに、原子力災害対策副本部長は、主務大臣をもって充てるものとする。

3 原子力災害対策本部員は、関係国務大臣、内閣危機管理監、関係政務次官、関係指定行政機関の長をもって充て、原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

4 原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の事務の一部

を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置くものとする。

5 原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について指定された緊急事態応急対策拠点施設とするものとする。

6 その他所要の規定を設けるものとする。

(第十六条及び第十七条関係)

三 原子力災害対策本部の所掌事務等

1 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者防災組織が実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。

(2) この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務

(3) その他法令の規定によりその権限に属する事務

2 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策に必要な権限の

全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員等に委任することができるものとする。

(第十八条及び第十九条関係)

四 原子力災害対策本部長の権限

1 原子力災害対策本部長は、三の2により権限を委任された職員の権限の行使について調整をすることができるとすること。

2 原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長等及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長等、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができるものとする。

3 原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めると認めるときは、防衛庁長官に対し、部隊等の派遣を要請することができるものとする。

4 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態宣言の内容について、公示することにより変更することができるものとする。

5 原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができるものとする。

6 原子力災害対策本部長の権限の委任等について所要の規定を設けるものとする。

（第二十条関係）

五 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言があつた時に、廃止されるものとする。

（第二十一条関係）

六 都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置

原子力緊急事態宣言があつたときは、緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策本部を設置するものとする。

（第二十二条関係）

七 原子力災害合同対策協議会

1 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力するた
め、緊急事態応急対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができるものとする。

（第二十三条関係）

八 災害対策基本法の適用除外

原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態については、災害対策基本法の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部に係る規定は、適用しないものとする。

（第二十四条関係）

第四 緊急事態応急対策の実施等

一 原子力事業者の応急措置

1 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第二の四の1の事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならないものとする。

2 1の場合において、原子力事業者は、措置の概要について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に報告しなければならないものとする。

(第二十五条関係)

二 緊急事態応急対策及びその実施責任

1 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言その他情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 放射線量の測定その他情報の収集に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項

(6) 緊急輸送の確保に関する事項

(7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(8) その他、原子力災害の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、緊急事態応急対策を実施しなければならないものとする。

3 原子力事業者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならないものとする。

(第二十六條關係)

1 原子力災害事後対策及びその実施責任

原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

- (2) 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

- (3) 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、放射性物質の発散の状況に関する広報

- (4) その他、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、原子力災害事後対策を実施しなければならないものとする。

3 原子力事業者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長等の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防

災害機材の貸与その他必要な措置を講じなければならないものとする。

(第二十七条関係)

第六 雑則

一 災害対策基本法の規定の読替え適用等

1 原子力災害についての災害対策基本法の規定の適用について、必要な読み替えを規定するものとする。

(1) 都道府県及び市町村の防災会議は、関係行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等のほか、原子力事業者に対し、又は主務大臣を通じて原子力安全委員会に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとする。

(2) 都道府県知事、市町村長等は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要があるときは、指定行政機関の長等に対し、職員の出遣を要請することができるものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は居住者等に対し、避難のための立

退き又は屋内への退避を勧告し、又は指導することが出来るものとする。

(4) 市町村長及び都道府県知事は、原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、応急公用負担を命ずることが出来るものとする。

(5) 緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に要する経費は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することが出来るものとする。

2 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、指定行政機関の長等に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言等必要な援助を求めることが出来るものとする。

(第二十八條関係)

二 原子力災害に関する研究の推進等

国は、原子力の安全の確保、原子力災害の発生防止及び放射線障害の防止に関する科学的な研究及び開発を推進するとともに、その成果の普及に努めなければならないものとする。

(第二十九條関係)

三 原子力防災専門官

科学技術庁及び通商産業省に原子力防災専門官を置くものとし、その担当すべき原子力事業所について、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置等に関する指導及び助言を行うほか、第二の四の１の通報があつた場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集等の業務を行うものとする。

(第三十条関係)

四 報告の徴収、立入検査

１ 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができるものとする。

２ 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

(第三十一条及び第三十二条関係)

五 主務大臣等

この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣とするものとする。

(第三十四条関係)

六 その他所要の規定を設けるものとする。

第七 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第四十条から第四十二条関係)

第八 施行期日その他

施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

三 関係法律の一部改正

国有財産法、自衛隊法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法、科学技術庁設置法、国土庁設置法、通商産業省設置法等の関係法律について、所要の改正を行うものとする。

原子力災害対策特別措置法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等（第七条—第十四条）

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等（第十五条—第二十四条）

第四章 緊急事態応急対策の実施等（第二十五条・第二十六条）

第五章 原子力災害事後対策（第二十七条）

第六章 雑則（第二十八条—第三十九条）

第七章 罰則（第四十条—第四十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、

原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第三項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。）

ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

五 緊急事態応急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。

九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。

十 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。

十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

（原子力事業者の責務）

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。

（国の責務）

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

2 指定行政機関の長（当該指定行政機関が委員会その他の合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。第十七条第六項第三号及び第二十条第三項を除き、以下同じ。）及び指定地方行政機関の長は

、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

（関係機関の連携協力）

第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力し

なければならない。

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等

（原子力事業者防災業務計画）

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画（次項において「地域防災計画等」という。）に抵触するものであってはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事（以下「所在都道府県知事」という。）、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長（以下「所在市町村長」という。）

う。）及び当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事（所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。）に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長（その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等（災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。）が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長（所在市町村長を除く。）をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反しているとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

（原子力防災組織）

第八条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならない。

2 原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならない。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、主務省令で定めるところにより、その現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反しているとき、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子力防災要員の配置を命ずることができる。

（原子力防災管理者）

第九条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統括させなければならない。

2 原子力防災管理者は、当該原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができ、管理的又は監督的地位にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

4 原子力事業者は、原子力防災管理者が当該原子力事業所内にいないときは、副原子力防災管理者に原子力防災組織を統括させなければならない。

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反しているとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは

、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。
(原子力防災管理者の通報義務等)

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)

第十一条 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従つて、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、これを保守点検しなければならない。

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置し、又は前項の規定により原子力防災資機材を備え付けたときは、主務省令で定めるところにより、これらの現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。

4 第八条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その性能について主務大臣が行う検査を受けなければならない。

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点

検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

（緊急事態応急対策拠点施設の指定等）

第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの（以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。）を指定するものとする。

2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施設において第二十六条

第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練(同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。)は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを含むものとする。

一 原子力緊急事態の想定に関すること。

二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項

（他の原子力事業所への協力）

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を
するよう努めなければならない。

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等

（原子力緊急事態宣言等）

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、
直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による
公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定

めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実

施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

（原子力災害対策本部の設置）

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の三の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、原子力災害対策本部を置いたときは当該原子力災害対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該原子力災害対策本部が廃止されたときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（原子力災害対策本部の組織）

第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣）をもつて充てる。

2 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員を置く。

4 原子力災害対策副本部長は、主務大臣（内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官）をもつて充てる。

5 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 内閣危機管理監

三 政務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域（第十五条第二項第一号に掲げる区域（第二十条第五項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域）をいう。以下同じ。）において当該原子力災害対策本部長の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項の規定は、適用しない。

9 前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。

10 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策拠点施設（事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあつては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第四項において同じ。）とする。

11 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。

12 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

13 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（原子力災害対策本部の所掌事務）

第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。

一 この法律の規定により原子力災害対策本部長の権限に属する事務

二 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十九条 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策に必要な権限

の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(原子力災害対策本部長の権限)

第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四条第三項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。

3 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行

機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。
- 5 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。

- 6 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる。

- 7 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長に委任することができる。

- 8 原子力災害対策本部長は、第二項、第三項及び第六項の規定による権限（第三項の規定による関係指定

行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。

9 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（原子力災害対策本部の廃止）

第二十一条 原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があつた時に、廃止されるものとする。

（都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置）

第二十二条 原子力緊急事態宣言があつたときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第二十三条第一項に規定する災害対策本部を設置するものとする。

（原子力災害合同対策協議会）

第二十三条 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態

に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

二 都道府県の災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該都道府県の災害対策本部長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員で当該市町村の災害対策本部長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

（災害対策基本法の適用除外）

第二十四条 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該

原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態については、災害対策基本法第二章第三節及び第百七条の規定は、適用しない。

第四章 緊急事態応急対策の実施等

（原子力事業者の応急措置）

第二十五条 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十条第一項の政令で定める事象が発生したときは、直ちに、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第二十六条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機

関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第五章 原子力災害事後対策

（原子力災害事後対策及びその実施責任）

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域（第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。）における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不

振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第六章 雑則

（災害対策基本法の規定の読替え適用等）

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句				読み替える字句
第二条第二号	災害を		災害が	被害	被害（被害が生ずる蓋然性を含む。）
		災害の			原子力災害の
第二十一条	並びにその他の関係者				、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以

	資料		下同じ。〕並びにその他の関係者	
	又は主務大臣を通じ原子力安全委員会に対し、資料			
第三十四条第一項	災害及び災害	原子力災害及び原子力災害		
	災害の状況	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。の状況		
	災害応急対策	緊急事態応急対策		
第四十条第二項第二号	災害予防	原子力災害予防対策		
及び第四十二条第二項	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達		
第二号	消火、水防、救難	救難		
	災害応急対策並びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策		

第四十六條第一項	災害予防	原子力災害予防対策
	災害の	原子力災害の
	災害が発生した場合における災害応急対策	緊急事態応急対策
第四十六條第二項	災害予防	原子力災害予防対策
第四十七條第一項	災害を予測し、予報し、又は災害	原子力災害
第四十八條第一項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
	防災計画	防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法第七條第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。）
第四十八條第三項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）

	防災計画及び	防災計画及び原子力事業者防災業務計画並びに
第四十八条第四項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
第四十九条	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第五十一条	災害に	原子力災害に
第五十二条第一項	災害に関する警報の発令及び伝達、警告	原子力緊急事態宣言の伝達
第五十三条第一項から第四項まで	災害	原子力災害
第五十三条第五項	災害が	原子力災害が
第五十五条	法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定による指示を受けたときは、

	警報をしたときは、法令又は 予想される災害の事態及びこれ に対してとるべき措置	当該指示に係る措置
第五十六条	法令の規定により災害に関する 予報若しくは警報の通知を受け たとき、自ら災害に関する予報 若しくは警報を知つたとき、法 令の規定により自ら災害に関す る警報をしたとき	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若し くは第二十条第三項の規定による指示を受けた とき
第六十七条第一項、第 災害	予報若しくは警報 予想される災害	指示 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含 む。） 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む）

六十八条第一項、第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条		。)
第七十一条第一項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
第七十三条第二項	第五十条第一項第四号から第九号まで 災害が発生した場合において、当該災害	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項第二号から第八号まで 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）のこの項において同じ。）が発生した場合において、当該原子力災害
第七十四条第一項及び第七十五条	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第七十八条第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第七十九条	第五十条第一項第四号から第九号まで 災害	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項第四号から第八号まで 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第八十四条第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第八十六条第一項及び第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第八十八条第一項	災害復旧事業に	原子力災害事後対策に
第八十九条	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費

	災害復旧事業の	原子力災害事後対策の
第九十条	災害復旧事業	原子力災害事後対策
第九十一条	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策
第九十四条	災害応急対策	緊急事態応急対策
第九十五条	第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示
第九十六条	災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業	原子力災害事後対策
第一百条第一項	災害	原子力災害
第一百二条第一項	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の

第二百二条第一項第二号	災害予防、災害応急対策又は災害復旧	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第四百条	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第一百十三条	第七十一条第一項	第七十一条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第二項	第七十一条第二項
第一百十五条	第七十八条第一項	第七十八条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
を含む。以下		及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。

		む。以下
第百十六条	第五十二条第一項	第五十二条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第七十三条第一項	第七十三条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条第四項	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置

	法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策
第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策
第五十八条	災害が発生するおそれがあると き 原子力緊急事態宣言があつたとき
	消防機関若しくは水防団 消防機関
第六十条第一項	災害が発生し、又は発生するお それがある場合 事態解除宣言があるまでの間 原子力災害から 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急
	災害から 原子力災害から
	災害の 原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む 。）の
	立退き 立退き又は屋内への退避
第六十条第二項	立退きを 立退き又は屋内への退避を

	立退き先	立退き先又は退避先
第六十条第三項	立退きを 立退き先 都道府県知事	立退き若しくは屋内への退避を 立退き先若しくは退避先 原子力災害対策本部長及び都道府県知事
第六十条第五項	災害が発生した場合において、 当該災害	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当 該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子 力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十条第六項	公示	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本 部長に報告
第六十一条第一項及び 第二項	立退き	立退き又は屋内への退避
第六十二条第一項	災害が発生し、又はまさに発生 しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急 事態解除宣言があるまでの間において

	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十二条第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第六十三条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第六十三条第三項	第八十三条第一項	第八十三条第二項又は第八十三条の二
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第六十四条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第六十四条第二項	災害が発生し、又はまさに発生	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急

	しようとしている場合	事態解除宣言があるまでの間
	災害を	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）を
第六十四条第八項及び第九項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第六十五条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	認めるときは	認めるときは、原子力災害を拡大させる結果となるおそれがない場合に限り
第六十五条第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において

第七十六條第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第七十六條の二第一項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六條の二第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の 自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六條の二第四項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六條の二第六項	災害派遣を命ぜられた部隊等の 自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六條の四	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十七條第一項及び 第八十條第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において

第百十四条	第七十六条第一項	第七十六条第二項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百十六条	第六十三条第一項	第六十三条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）
	同条第二項	同条第二項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第三項	第六十三条第一項
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官

3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用につい

ては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第二項第二号	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）があつた場合において、当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第十四条第二項第三号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定す

		る原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）		
第二十九条第一項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策		
第二十九条第二項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策		
	指定地方行政機関の長	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長		
	指定地方行政機関の職員	指定行政機関又は指定地方行政機関の職員		
第三十条第一項及び第二項、第三十二条第二項並びに第三十二条	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策		
第九十九条第一項第二号	災害応急対策若しくは災害復旧	緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策		

4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七条及び第八十八条第二項の規定は、適用しない。

5 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に関しては、災害対策基本法第五十条、第五十四条、第五十九条及び第

六十六条の規定は、適用しない。

6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十条第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

（原子力災害に関する研究の推進等）

第二十九条 国は、原子力の安全の確保、原子力災害の発生防止及び放射線障害の防止に関する科学的な研究及び開発を推進するとともに、その成果の普及に努めなければならない。

（原子力防災専門官）

第三十条 科学技術庁及び通商産業省に、原子力防災専門官を置く。

2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として科学技術庁長官又は通商産業大臣が指定した原子力事業所について、第七条第一項に規定する事業者防災業務計画の作成及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うは

か、第十条第一項前段の規定による通報があつた場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

（報告の徴収）

第三十一条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十二条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第三十三条 第十一条第五項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(主務大臣等)

第三十四条 この法律（第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項、第二十五条第二項、第三十一条、第三十二条及び第三十七条を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第二条第三号イ、ニ、ホ及びヘに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項

内閣総理大臣

- 二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者及び第二条第三号ハに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 通商産業大臣

- 2 第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項及び第二十五条第二項の規定における主務

大臣は、次の各号に掲げる事象の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前項第一号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 内閣総理大臣（事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣及び運輸大臣）

二 前項第二号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 通商産業大臣（事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣）

三 第三十一条、第三十二条及び第三十七条の規定における主務大臣は、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とする。

四 この法律における主務省令は、第一項各号（第十条第一項の規定に基づくものについては、第二項各号）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

（科学技術庁長官への委任）

第三十五条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限（前条第一項から第三項までの主務大臣たる内閣総理大臣の権限に限る。）は、科学技術庁長官に委任することができる。

（特別区についてのこの法律の適用）

第三十六条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

（原子力安全委員会の意見）

第三十七条 主務大臣は、第十条第一項及び第十五条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第三十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国に対する適用除外）

第三十九条 第三十三条及び次章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第四十条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項、第八条第四項前段、第九条第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項前段の規定に違反して通報しなかつた者

三 第十一条第七項の規定に違反して放射線量の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした者

四 第十二条第四項の規定に違反して資料を提出しなかつた者

五 第三十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三号ハ及び第三十四条第一項第二号（第二条第三号ハに係る部分に限る。）の規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号）
附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第七条第二項、第十二条第二項、第二十八条第一項の表第二十一条の項、第三十七条並びに附則第七条、第十三条及び第十四条の規定 この法律の公布の日

三 附則第十五条の規定 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国有財産法の一部改正）

第三条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第二条第五号の

緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第四条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「損害補償」の下に「。原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号

）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

（自衛隊法の一部改正）

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「地震防災派遣」の下に「、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣」を加える。

第七十五条の四第一項第三号中「第八十三条の二」の下に「若しくは第八十三条の三」を加える。

第八十三条の二の次に次の一条を加える。

（原子力災害派遣）

第八十三条の三 長官は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十条第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

第八十六条中「及び第八十三条の二」を、「第八十三条の二及び第八十三条の三」に改める。

第九十四条第一項及び第二項中「又は第八十三条の二」を、「第八十三条の二又は第八十三条の三」に改める。

第九十四条の二に次の一項を加える。

2 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替え

て適用される災害対策基本法」とする。

第九十四条の二の次に次の一条を加える。

第九十四条の三 第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十四条第一項」の下に「（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二百四十三條の次に次の一條を加える。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第百七條第八項中「第百五十六條第六項」を「第百五十六條第四項」に改める。

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正）

第八條 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和二十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一條を加える。

（緊急事態応急対策調査委員）

第二十條の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十五條第四項並びに第二十條第五項及び第六項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

4 調査委員は、再任されることができる。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「に限る。」の下に「、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)

(同法第三十四条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分に限る。)」を加える。

(国土庁設置法の一部改正)

第十条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「を除く。」の下に「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第

号)(同法第三十四条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分を除く。)」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十九号の次に次の一号を加える。

九十九の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第四条第百号中「前二号」を「前三号」に改める。

第五条第一項第四十六号の次に次の 号を加える。

四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に関し必要な命令をするこ
と。

（消防組織法の一部改正）

第十二条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号中「及び大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）」を「、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十五条第二項に規定する原子力

緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第三十条の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の三」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。

第十七条第六項第三号中「政務次官」を「副大臣」に改める。

附則第十条第五項中「審査委員」の下に「並びに緊急事態応急対策調査委員」を、「含む。」の下に「及び第二十号の二第三項」を加える。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第十五条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

日次中「第千九条」を「第千九条の二」に改める。

第百三条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項中」の下に「第十三号の二を第十四号の二とし、」を加える。

第千九条の次に次の一条を加える。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第千九条の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「（内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官）」を削る。

第三十条第一項中「科学技術庁及び通商産業省」を「文部科学省及び経済産業省」に改め、同条第二項中「科学技術庁長官又は通商産業大臣」を「文部科学大臣又は経済産業大臣」に改める。

第二十四条第一項各号を次のように改める。

一 第二条第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣

二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに第二条第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事

項 文部科学大臣

第二十四条第二項第一号中「内閣総理大臣（）」を「経済産業大臣（）」に、「内閣総理大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、同項第二号中「通商産業大臣（）」を「文部科学大臣（）」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣及び国土交通大臣」に、同条第三

項中「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

理 由

最近の原子力施設における重大な事故の発生の際に明らかとなった原子力災害に対する対策の現状にかんがみ、国、地方公共団体、原子力事業者等による原子力災害に対する対策の抜本的な強化を図るため、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言及びこれに伴う国の組織その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

改 正 案	現 行
(無償貸付) 第二十二条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下公共団体という。)に、無償で貸し付けることができる。 一、四 (略) 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。 2・3 (略)	(無償貸付) 第二十二条 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区(以下公共団体という。)に、無償で貸し付けることができる。 一、四 (略) 2・3 (略)

改 正 案	現 行
（用語の定義） 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。 一七 （略） 八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（可法第十條の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第三十四條（第十七條の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四條第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく条例（水防法第三十四條の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給されるもの。 九 （略） 2 （略）	（用語の定義） 第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。 一七 （略） 八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第五条第一項（給付の種類）に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの（同法第十條の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。）並びに消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、水防法第三十四條（第十七條の規定により水防に従事した者に対する災害補償）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四條第一項（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）の規定に基づく条例（水防法第三十四條の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。）による補償で年金として給されるもの。 九 （略） 2 （略）

改 正 案

現 行

（特別の部隊の編成）

第二十二条 （略）

（特別の部隊の編成）

第二十二条 （略）

2 長官は、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

2 長官は、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3・4 （略）

3・4 （略）

（防衛招集、治安招集及び災害等招集）

第七十五条の四 長官は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即ち予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

（防衛招集、治安招集及び災害等招集）

第七十五条の四 長官は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即ち予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一・二 （略）

一・二 （略）

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二若しくは第八十三条の三の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十二条の二の規定により部隊等を支援のため派遣する場合 災害等招集命令書による災害等招集命令

2・7 （略）

2・7 （略）

（原子力災害派遣）

第八十三条の三 長官は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年

法律第 号）第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部

長から同法第 十条第四項の規定による要請があつた場合には、

部隊等を支援のため派遣することができ。

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十三条第二項、第八十三条の二及び第八十三条の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(災害派遣時等の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十二条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十四条の二 (略)

2 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」とする。

第九十四条の三 第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部

(関係機関との連絡及び協力)

第八十六条 第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十三条第二項及び第八十三条の二の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(災害派遣時等の権限)

第九十四条 警察官職務執行法第四条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十二条第二項又は第八十三条の二の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。

2 海上保安庁法第十六条の規定は、第八十三条第二項又は第八十三条の二の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十四条の二 (略)

隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

改 正 案

（目的）

第一条 この法律は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項若しくは第二項の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十二号）第八十四条第一項（原下力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市町村又は水害予防組合の支払責任並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給（以下「消防団員退職報償金の支給」という。）に関する市町村の責任の共済制度に関し必要な事項を定めることにより、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施の確保を図るとともに、あわせて非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員（以下「消防団員等」という。）で公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けたもの（以下「被災団員」という。）の社会復帰の促進、被災団員及びその遺族の援護並びに消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等に消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等

現 行

（目的）

第一条 この法律は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項若しくは第二項の規定による消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）又は救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）に係る損害補償、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十二号）第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）に係る損害補償（以下「消防団員等公務災害補償」という。）に関する市町村又は水害予防組合の支払責任並びに消防組織法第十五条の八の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給（以下「消防団員退職報償金の支給」という。）に関する市町村の責任の共済制度に関し必要な事項を定めることにより、消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施の確保を図るとともに、あわせて非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員（以下「消防団員等」という。）で公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）を受けたもの（以下「被災団員」という。）の社会復帰の促進、被災団員及びその遺族の援護並びに消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、も

を図ることにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与し、もつて水火災又は地震等により生ずる被害から国民の生命、身体及び財産を保護することに資することを目的とする。

つて水火災又は地震等により生ずる被害から国民の生命、身体及び財産を保護することに資することを目的とする。

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）

改 正 案	現 行
附則 （原子力災害対策特別措置法の一部改正） 第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第十七條第八項中「第百五十六條第六項」を「第百五十六條第四項」に改める。	附則

○原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）

改 正 案	現 行
（緊急事態応急対策調査委員） 第二十条の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十五条第四項並びに第二十条第五項及び第六項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。 2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 3 調査委員は、非専勤とし、その任期は、二年とする。 4 調査委員は、再任されることができる。	

○科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）

改 正 案	現 行
（権限） 第五条 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一十七 （略） 十八 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（地震調査研究推進本部に関する部分に限る。）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）（同法第三十四条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分に限る。）、特定放射光施設の利用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百六十六号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。 十九 （略）	（権限） 第五条 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一十七 （略） 十八 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（地震調査研究推進本部に関する部分に限る。）、特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百六十六号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。 十九 （略）

改正案	現行
（所掌事務及び権限） 第四条 国土庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一 二十二 （略） 二十三 次に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。 イ エ （略） ロ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（地震調査研究推進本部に関する部分を除く。）及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 五）（同法第三十条第一項から第三項までの主務大臣に関する部分を除く。） モ ン （略） 二十四・二十五 （略）	（所掌事務及び権限） 第四条 国土庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一 二十二 （略） 二十三 次に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。 イ エ （略） ロ 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）（地震調査研究推進本部に関する部分を除く。） モ ン （略） 二十四・二十五 （略）

○通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）

改 正 案	現 行
（通商産業省の所掌事務） 第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。 一、九十九（略） 九十九の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第九十九号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること 百 前三号に掲げるもののほか、原子力の研究、開発及び利用に関する所掌に係る事務に関すること。 百、百十三（略） （通商産業省の権限） 第五条 通商産業省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一、四十六（略） 四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に關し必要な命令をすること。 四十七、五十二（略） 2（略）	（通商産業省の所掌事務） 第四条 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。 一、九十九（略） 百 前二号に掲げるもののほか、原子力の研究、開発及び利用に関する所掌に係る事務に関すること。 百、百十二（略） （通商産業省の権限） 第五条 通商産業省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。 一、四十六（略） 四十七、五十二（略） 2（略）

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

改 正 案	現 行
第四条 消防庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）に基</u>づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項 二十一 二十五 （略）	第四条 消防庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十九 （略） 二十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>及び大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に</u>基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項 二十一 二十五 （略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 （略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十三 （略） 十三の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）第十条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第二項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること 十四 六十 （略）	（所掌事務） 第四条 （略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十三 （略） 十四 六十 （略）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 内閣府関係（第六条―第三十条の二） 第五章～第十四章（略） 附則 （原子力災害対策特別措置法の一部改正） 第三十条の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百二号）の一部を次のように改正する。 第十六条第一項中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の三」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第三項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。 第十七条第六項第二号中「政務次官」を「副大臣」に改める。 附 則 （原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置） 第十条（略） 214（略） 5 この法律の施行の日の前日において現に学識経験のある者のうちから任命された原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員並びに緊急事態応急対策調査委員である者の任期は、第十六条の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十七条第三項（同法第二十条において準用する場合を含む。）及び第二十条の二第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。	目次 第一章～第三章（略） 第四章 内閣府関係（第六条―第三十条） 第五章～第十四章（略） 附則 （原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正に伴う経過措置） 第十条（略） 214（略） 5 この法律の施行の日の前日において現に学識経験のある者のうちから任命された原子力安全委員会の原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員である者の任期は、第十六条の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第十七条第三項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

改 正 案

目次

第一章第十二章（略）
第十三章 経済産業省関係（第八百七十一条―第千九条の二）
第十四章第十六章（略）
附則

第二百二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号の「第三項第八号」に改め、同条第三項第六十号を第六十一号とし、第十五号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号の二を第十四号とし、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「号」を加える。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第千九条の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「（内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあっては、科学技術庁長官）」を削る。

第三十条第一項中「科学技術庁及び通商産業省」を「文部科学省及び経済産業省」に改め、同条第二項中「科学技術庁長官又は通商

異 行

目次

第一章第十二章（略）
第十三章 経済産業省関係（第八百七十一条―第千九条）
第十四章第十六章（略）
附則

第二百二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号の「第三項第八号」に改め、同条第三項第六十号を第六十一号とし、第十五号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の「号」を加える。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

産業大臣」を「文部科学大臣又は経済産業大臣」に改める。

第三十四条第一項各号を次のように改める。

一 第二条第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣

二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに第二条第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 文部科学大臣

第三十四条第二項第一号中「内閣総理大臣（一）を「経済産業大臣

（一）に、「内閣総理大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、可項第三号中「通商産業大臣（一）を「文部科学大臣

（一）に、「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣及び国土交通大臣」に、同条第二項中「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

原子力災害対策特別措置法案参照条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）（抄）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の研究、開発及び利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

第三章 加工の事業に関する規制

（事業の許可）

第十三条 加工の事業を行なおうとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 （略）

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところによ

り、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（以下この章において「主務大臣」という。）の許可を受けなければならぬ。

発電の用に供する原子炉（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。） 通商産業大臣

二 船舶に設置する原子炉（第四号に該当するものを除く。以下「実用船舶用原子炉」という。） 運輸大臣

三 試験研究の用に供する原子炉（前号に該当するものを除く。） 内閣総理大臣

四 研究開発段階にある原子炉として政令で定める原子炉 内閣総理大臣

2・3 （略）

第四章の二 貯蔵の事業に関する規制

（事業の許可）

第四十三條の四 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第六十六條第三項及び第七十七條第六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 （略）

第五章 再処理の事業に関する規制

(事業の指定等)

第四十四条 核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所（日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。）以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

2 (略)

3 核燃料サイクル開発機構又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

1 (略)

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

(事業の許可)

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

一 政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設、第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2・3 （略）

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 原子炉設置者及び外国原子力船運航者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合
- 五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

2 （略）

（保安規定）

第五十六条の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・4 （略）

第七章 雜則

(危険時の措置)

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に關し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一五 (略)

○災害対策基本法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（抄）

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条から第八条の三までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八・九 （略）

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村长が作成するもの

ハ 指定地域都道府県防災計画 二以上の都道府県地域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 指定地域市町村防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（国の責務）

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

244 （略）

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、当該都道府県地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県地域に係る防災に関する計画を作成し、

及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

2 (略)

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2・3 (略)

第二章 防災に関する組織

第二節 地方防災会議

(災害対策本部)

第二十三条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2・7 (略)

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八条の三の規定にか

かわらず、臨時に総理府に非常災害対策本部を設置することができる。

- 2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（非常災害対策本部の組織）

- 第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、國務大臣をもつて充てる。

- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

- 4 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

- 5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

7 11 （略）

（非常災害対策本部の所掌事務）

- 第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定

公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（非常災害対策本部長の権限）

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について総合調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八条の三の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

3 第一項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。

5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣

二 内閣危機管理監

三 政務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。

（緊急災害対策本部の所掌事務）

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の六の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（緊急災害対策本部長の権限）

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について総合調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

4 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第一項又は第二項の規定による権限（同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任するこ

とができる。

5 緊急災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第三章 防災計画

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 (略)

第四章 災害予防

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定

地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 (略)

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第五章 災害応急対策

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在

者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 (略)

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 (略)

第四節 応急措置

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官

又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第八十八条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について主務大臣が行なう災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつすみやかにしなければならない。

2 （略）

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第九十条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第七章 財政金融措置

（災害予防等に要する費用の負担）

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のため要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

（災害に対処するための国の財政上の措置）

第一百条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置)

第一百七条 内閣総理大臣は、第二百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第二十八条の二の規定により、当該災害緊急事態の布告に係る地域を所管区域とする緊急災害対策本部を設置するものとする。

(緊急措置)

第一百九条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまといとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払(貨金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

28 (略)

○原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「原子炉の運転等」とは、次の各号に掲げるもの及びこれらに付随してする核燃料物

質又は核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。第五号において同じ。）の運搬または貯蔵であつて、政令で定めるものをいう。

一 原子炉の運転

二 加工

三 再処理

四 核燃料物質の使用

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

2 この法律において「原子力損害」とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線的作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。ただし、次条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害を除く。

3・4 略

○石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）

（石油コンビナート等防災計画）

第三十一条 防災本部及びその協議会は、当該都道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特別防災区域（防災本部の協議会にあつては、当該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて所在する特別防災区域）に係る石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があ

ると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該防災計画は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及び同号ハに規定する指定地域都道府県防災計画に抵触するものであつてはならない。

2・3 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（特別の機関）

第八条の三 第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（行政機関の設置、知事の地方行政機関の長の指揮監督、国の地方行政機関設置の条件）

第百五十六条 (略)

2・5 (略)

6 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

7 (略)